

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 七二〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 七二〇
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 七二〇
- 生活保護法による指定を受けた施術者が指定を辞退した件 七二二
- 土地改良区の定款の変更を認可し

### 公 告

- た件
- 土地改良事業の施行に同意した件 七二三
- 道路の区域を変更する件二件 七二三
- 道路の供用を開始する件二件 七二三
- 一般競争入札を行う件 七二三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 七二三
- 正 誤
- 平成十二年三月三十一日付け号外第三十四号中 七二三

## 告 示

### 福島県告示第七百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月二十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
佐久間内科小児科医院	二本松市本町一―二三七	指定年月日	平成二〇年
			九月一日

医療法人秀公会あづま脳神	伊達市保原町大泉字小作逢一五―一	同	年
経外科病院附属ほばらクリ		一〇月一日	

### ニ ッ ク

岩井薬局競馬場前店	福島市旭町九―二四	同
有限会社しみず薬局保原店	伊達市保原町二井田字秋切一―一	同
有限会社鈴木薬局	二本松市杉田町一―二八―三五	同
アイン薬局南相馬店	南相馬市原町区旭町一―四七	同
調剤薬局ツルハドラッグ二	二本松市若宮二―九三	同
本松店		同

平成二十年十一月二十五日

(社会福祉課)

### 福島県告示第七百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十一月二十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
佐久間内科小児科医院	二本松市本町一―二三七	廃止年月日	平成二〇年
			八月三十一日
岩井薬局競馬場前店	福島市旭町九―二四	同	年
			九月三〇日
鈴木薬局	二本松市杉田町一―二八―三五	同	

(社会福祉課)

### 福島県告示第七百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十年十一月二十五日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
桂隆亮	伊達市保原町字西町	指定年月日	平成二〇年
	整骨院桂		十一月一日
			(社会福祉課)

### 福島県告示第七百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

北條靖夫 福島市方木田字赤沢 ふれあい心 福島市仁井田字谷地南 平成二〇年

九一五 のサービス 六五 二〇二 十一月一日

福島西店 (社会福祉課)

（社会福祉課）

福島県告示第七百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定を受けた施術者は当該指定を辞退した。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 辞退年月日

石井成治 福島市笹木野字下屋 石井整骨院 福島市笹木野字下屋敷 平成二〇年

敷二八一―一五 二八一―一五 二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、猪苗代町土地改良区から平成二十年五月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十四日認可した。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第十条第一項の規定により、浪江町が立野中地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うことについて、平成二十年十一月十二日同意した。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道南福島停車場線	福島市太平寺字垢屋敷 三三番一地从先から 同 市大森字西ノ内一 番地先まで	変更前	二五・〇	七四〇・〇
		変更後	二五・〇	七四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町字堤下 六四五一番一地从先か ら 同 郡同 町字諏訪 東六七二八番一地从先ま で	変更前	二二・五	二二五・〇
		変更後	二二・五	二二五・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道南福島停車場線	福島市太平寺字圀屋敷三三番一地从先から 同 市大森字西ノ内一番地先まで	平成二〇年 十一月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五九号	喜多方市山都町蓬萊字向下二八六五番四地先 から 同 市山都町蓬萊字蓬萊山二七九〇番三二 九林班い二小地先まで	平成二〇年 十一月二十七日

(道路計画課)

公 告

公告第六百八号

サーベイメータ点検校正業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七

条の六及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 サーベイメータ点検校正業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月十三日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年十一月二十五日（火）から同年十二月八日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇  
福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課  
電話〇二四一五二一七二三八

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十年十二月八日（月）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の二に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十年十二月十九日（金）午前十時

3 入札及び開札の場所 福島県保健福祉部会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎七階）

4 その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十年十二月十八日（木）午後五時までに三の二に掲げる場所に必着のこと。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 七 その他
  - 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 3 契約書作成の要否 要
  - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（医療看護課）

公告第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 根本 暢三 白河市東枌本字本郷九四番地

（農村計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十二年三月三十一日付け号外第三十四号中

三	上	一八	届け出ます	届け出します
---	---	----	-------	--------